

News Paper



「改憲発議許さない! 守ろう平和といのちとくらし2022 憲法大集会」

コロナ禍のため、3年ぶりとなった憲法大集会が、5月3日の憲法記念日、東京の有明防災公園で開催されました。約1万5000人が参加、ロシア軍のウクライナ侵攻に乗じて「核共有」まで言い出す改憲論議が起きている中で、命と平和を守ろう、今こそ憲法を守れ、と声をあげました。（写真：今井 明）

もくじ

全国水平社創立100周年 部落解放同盟中央本部
中央執行委員長 組坂 繁之さんに聞く…2
ベトナム人技能実習生リンさんの無罪判決を……………4
着々と積み上げられる憲法改正の土台……………5

原発依存度が高いほど、戦時下のリスクは上がる…6
『プルトニウム—原子力の夢の燃料が悪夢に』 ……8
沖縄のアイデンティティー、その再生を! ……………8



くみさか しげゆきさんプロフィール 1943 年 福岡県小都市生まれ。1970 年から部落解放同盟の活動に参加、福岡県連、中央本部の役職を経て、1998 年から現職に就任。NGO 反差別国際運動代表理事。世界人権宣言中央実行委員会副実行委員長、部落解放全国共闘会議議長。九州大谷短期大学ならびに折尾愛真短期大学 各講師。

—全国水平社創立 100 周年を迎えてどのようにお感じですか？

私が運動に入って、50 年ちょっとたちます。水平社結成から 100 年で、半分はかかわってきたのかなと。

水平社ができた時代は、差別が当たり前の時代です。運動を起こすのは簡単じゃなかったと思います。1921 年に筑前叫革団を組織し、その翌年に全国水平社ができたんですよ。二日市事件というのがあって松本治一郎先生が殺人教唆で捕まるんですよ。これは権力が水平社を潰そうとしたんですね。松本先生は獄中で、全九州の水平社の委員長に選ばれるわけです。

当時は部落の人にとっても、なんで差別されるのかわからんけど、それが当たり前。その時代に部落差別を無くせ、人間の尊厳こそ大切であると、ああいう立派な宣言を出した。宣言を起草した西光万吉先輩（本名・清原一隆）は奈良のお寺に生まれた方ですね。元々は日本画を志した方で、日本最初の人権宣言といわれる水平社宣言を起草されましたから、たいしたものですね。

水平社は戦中に自然消滅していくわけです。松本先生は、権力からの解散の指示に従わず、最後まで抵抗したんです。

水平社以前というのは、同情、融和の運動ですから。同和という言葉はそこからきているわけです。同情、融和の同和、それから同じ日本人だから仲良くやれという同胞融和、戦争の時代になったら同胞一和ですよ。同胞一致団結して戦争やれと。そういう同情融和を排して、人間を尊敬することによってみずから解放するというのが水平社宣言ですね。その運動をするために団体を作った。それは素晴らしいことです。

—運動に参加した頃はどのような時代でしたか？

私が運動を始めたころ頃は「寝た子を起こすな」論ですよ。それと部落民がまじめに働かないから差別されるという「部落責任」論。うちの祖父はよく働いたんですよ。比較的裕福だったので、解放運動など余計なことはするな、寝た子を起こすなという感じですよ。

もう一つね、私の母親が小学校 4 年の時に、学校長と警察署長とお坊さんが融和講演会というのをやった。部落の人間は言葉使いが悪いからダメ、服装がダメ、生活態度が悪いからダメ。部落責任論ですよ。母親の子どもの頃はこんな感じで、俗に云うエライ人が言うものだからみんな信じ込んでいた。教育は怖いですよ。

教育ということていうと、ハンセン病の家族訴訟やった林力先生、福岡の人でお父さんがハンセン病だった。学校の先生で、付き合っていた恋人がお父さんのハンセン病を知ったとたん廊下であつても挨拶もしない。林先生はお父さんの病気を隠し通すしかないと思っていたが、松本先生や上杉佐一郎書記長（当時）に出会い、「エタであることを誇り得る時がきた」という水平社宣言を知った。自分は逃げてばかりで何をやっているのか、それは親父に対する冒とくであり、人間に対する冒とくであつたと気付くんです。そして彼は闘っていくんですよ。水平社宣言は部落差別をなくすだけでなく、すべての人間の尊厳を大事にしながら、そのことが日本における人権状況を前進させてきたんですね。

—これから部落解放運動は何をめざしていくのでしょうか？

住環境は相当よくなった。市町村は同和対策事業を活用し、国から多くの補助金を得られることから自治体は 5～6 % の自己負担で事業ができる。

解放運動は、戦前は糾弾闘争、戦後は行政闘争主導の時代、今は連帯と共闘の時代といえます。4 代目の上杉佐一郎委員長が頑張った時代に連帯と共闘の輪を広げましたね。

ひとつは部落解放共闘会議。福岡は三井三池闘争がありましたね。ある本で読んだのだが、炭鉱労働組合は部落の中でやっとなできるんですよ。組合を作ろうとすると、会社側が雇ったアウトローが必ず襲ってくるんですよ。とてもじゃないけどできない。ようやく水

平社の支部があるところで松本先生の威光と支部に守られて炭鉱労働組合ができるわけです。

三井三池闘争のとき、会社がアウトローに多額の金を出してスト破り、ピケ破りをさせるわけです。当時で日当 5,000 円ですよ。今でいえば 5 万円。そのへんでうろうろしている奴はいっぱいて、部落の青年も結構いたんですよ。雇われる側にね。当時の総評の役員が松本先生に泣きついて、協力してくれと。当初上杉さんは、「最初から協力してくれというならいいけど、会社側がアウトローを雇ったからそれと対抗させるために解放同盟に応援してくれというのはおかしくないじゃないの」という気持ちだった。ところが松本先生は、「労働者の中にもいろんな差別があるのはわかるけど、それは今後学びあえばよか。しかしここは総労働対総資本の闘いだから、働く者の側に立って応援しなければならない」と言って、それで共闘が始まるんです。

歴史をさかのぼれば幕藩体制の時代にね、部落民は下級警察の役割をさせられたわけですよ。百姓、町人を捕まえに行くのに、先頭に立たされた。だから本来は幕藩体制が悪いんですが、直接手を下す部落民に恨みが来るわけですよ。そういうことをまた繰り返すのか、当時の上杉常任の思いはそんなだったのではないかと思います。そういう意味で共闘関係というのはものすごく大切だということですね。上杉書記長の時代、何度も総評に行って、解放運動と労働運動の共闘会議を作ろうとはたらしめ、ようやくできるわけです。



一さまざまな人権課題についてどうお考えですか？

1979 年の第 3 回世界宗教者平和会議で差別発言があって、糾弾闘争をやる中から同和問題を考える宗教教団連帯会議を作るんですね。あるいは地名総監糾弾闘争の中から同和問題企業連絡会を作っていく。反差別運動を連帯活動に発展させてきたわけです。1997 年に「人権フォーラム 21」というのを作ったんですよ。その後、障害者差別解消法、部落差別解消推進法、それからヘイトスピーチ解消法、アイヌ民族支援法とできました。だけど、どうもこれらは個別にあるんですよ。ということは、ある意味で被差別団体が分断されているんですよ。こちらの呼びかけが弱いという面もあると思うんですが、自分たちの法律ができるとそこで自分たちだけの運動をやっちゃう。広がった運動にならないという面がある。ここをですね、こちら側がしっかりとたたきかけていかなきゃならないし、平和フォーラムとも一緒になって、人権というところでやっていきたい。

人権侵害を救済するための法律で人権委員会を設置するよう要求してきましたが、差別を根絶していくのはなかなか難しいです。これからは本当に連帯・共闘の時代だと思いますね。

一鳥取ループ事件（注）はどうお考えですか？

裁判官が部落問題を勉強しとらんのですよ。ある集会をやった時に、弁護士さんが何人かおいででしたから、司法修習生時代に同和教育を受けたことがあるかと聞いたら、ないという。司法修習生時代に部落問題をしっかりと教えていくということをしないと、だめだなということがわかりましたね。

あの判決は、まあ 7 割がたは良いと思いますよ。出版差し止めは出ているし。だけどプライバシー侵害のところだけで、部落問題については十分ではないんです。そういう点では、裁判官や弁護士の部落問題に対する学習、人権にかかわりの深い特定職業従事者に対する学習というのを、制度化していくように国会でもやっていかなければならないと思っていますね。

一ロシアの侵攻については？

この機に乗じて、日本も防衛力増やそうとか、とばけたことをいう人がいますよね。しかしそういうことで本当に守れるのか。そんなもんじゃないですよ。核戦争になったら人類絶滅ですから。地球を何回も破壊できる核爆弾がある。いかなる戦争も正義の戦争というのはいないです。戦争というのは人を絶対に狂わせますからね。

旧日本軍というのは、部落出身の兵士が差別されて、自殺したり逃亡したりということが結構あったんですよ。徴兵された先輩たちが「兵隊に行かんと本当の差別の苦しさはわからんよ」とよく言っていました。部落出身者の戦死はそれ以外の 2 倍ですよ。危ないところにいつもやられる。「爆弾三勇士」というのがあるが、あのうち 2 人は部落ですよ。部落民でもがんばれば軍神になるぞとあおる。そしてその他の兵隊に、お前ら何をやるとるか、部落の連中に負けとるぞとやる。権力者は部落差別を悪用しますから。だから戦争というのは最大の差別、最大の人権侵害ですよ。戦争には絶対に反対するということは最後まで言っていかなければなりませんね。

（注）鳥取ループ事件

2016 年、鳥取の出版社・示現舎は、全国の被差別部落の情報を「復刻版 全国部落調査」として出版を企むと同時に、データをネット上でばら撒いた。これに対して原告 249 人が出版差し止めを求めて裁判をおこした。2021 年 9 月の地裁判決は出版及びネット上での情報開示の禁止と原告の損害賠償を認めるなどしたが、原告、被告の双方とも控訴した。

死産の子どもを1日安置ただけで有罪となる不条理 ベトナム人技能実習生リンさんの無罪判決を求める闘いの報告

中島 眞一郎 (コムスタカー外国人と共に生きる会)

これまでの経緯

2020年11月19日死体遺棄容疑で逮捕され、同年12月10日刑法第190条死体遺棄罪で起訴されたベトナム人技能実習生レー ティ トウイ リン（以下リンさん）は、無罪を主張しています。しかし、2021年7月20日熊本地裁は、「死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備でないから、国民の一般的な宗教感情を害することは明らかである」として、「懲役8月、執行猶予3年」の有罪判決を言い渡しました。

また控訴審である福岡高裁は2022年1月19日、控訴審での最大の争点であった被告人が死体から離去していない場合に、死体遺棄罪の「遺棄」（放置・不作為）が成立するには、遺体がミイラ化するなど相当の時間的経過が必要という弁護側の主張を採用し、原審判決を破棄しました。しかし、リンさんが二重の段ボールに入れて13か所の接着テープで封をしたことと、妊娠と死産したことを隠し続けたとして、起訴状や訴因に明示されず、1審判決でも争点になっていなかった「隠匿」による死体遺棄罪の成立を認め有罪としました。

なぜ、リンさんは、無罪を主張するのか

リンさんは、「子どもの遺体を傷つけたり、隠したり、放置していない」として1審段階から一貫して無罪を主張しており、この判決を不服として最高裁判所へ上告しました。

刑法第190条の死体遺棄罪は、これまで「埋葬義務者」（死産した母親）が、子どもの遺体のそばから離れていない場合に、死体遺棄罪の「遺棄」（隠匿）が成立するためには、単に遺体を第三者にみえないように隠す行為があることで有罪となるのではなく、「埋葬義務者が埋葬する意思がないと明らかにみなされる行為（例、床下に穴を掘って埋めた、壁に敷居を設けてその中に隠した）とともに、埋葬する意思がないとみなせる一定の時間的経緯が必要とされてきました。なぜならば、死体遺棄罪は、埋葬義務者が遺体を埋葬しないことで犯罪となるため、埋葬義務者が遺体のそばにいて埋葬する意思がある場合には、犯罪は成立しないためです。リンさんは、子どもの遺体のそばから離れず、1日程度という短時間しか経過しておらず、リンさんには埋葬する意思を持っており、子どもの遺体を保管・安置していただけですから、死体遺棄罪は成立せず無罪となるべきなのです。

誰にも相談せずに孤立出産することや死産するこ



ベトナム人技能実習生リンさんを支援する
福岡高裁門前集会 (2022年1月19日)

とは、それ自体犯罪ではありません。リンさんのような孤立出産せざるを得ない女性は、刑事罰ではなく社会福祉の対象として保護されるべきです。この事件の背景には、アジアからの外国人である技能実習生への差別と、婚姻外で孤立出産する女性への差別、そして、妊娠や出産（死産や流産）の責任を全て女性のみにならして罰しようとする女性への差別があります。

2022年4月11日最高裁判所への上告趣意書と無罪署名の提出

最高裁判所第2小法廷は、2022年4月12日までに、上告趣意書の提出期限を通知してきました。これに対して、同年4月10日東京都内にある星陵会館で、「ベトナム人技能実習生リンさんの無罪判決を求める支援集会 IN 東京」を開催し、翌日4月11日には最高裁判所に対して、127人分の一般意見書と憲法学者・刑法学者・宗教学者・産婦人科医ら専門家による6つの意見書をつけた上告趣意書と、無罪判決をもとめる署名25912名（累計86612名分）を提出しました。その後、衆議院第二議員会館で、国会議員やメディア関係者などを対象に「リンさんの無罪判決を求める最高裁への取り組み報告会」を開催し、また東京の裁判所の司法記者クラブ室で、司法記者クラブ主催の記者会見を行ってきました。

リンさんの無罪判決を求める弁護団の尽力により、法的正当性や論理性において十分無罪を勝ち取れる上告趣意書であると確信しています。しかし、最高裁で無罪判決を勝ち取っていくためには、それだけでは不十分で、リンさんの無罪主張を国内世論や国際世論として広めていくことが必要です。

(なかしま しんいちろう)

衆議院憲法審査会で着々と積み上げられる憲法改正の土台

飯島 滋明 (名古屋学院大学)

いま、メディアでは「敵基地攻撃能力の保有」「5年間で防衛予算の倍増 (GDP 比 2% 超)」などの自民党の動きが紹介されています。一方、「憲法改正」の動きはそれほど報じられていません。ただ現在、実は憲法改正にむけた政治の動きは着々と進んでいます。

通常、予算委員会が開催されている間、憲法審査会は開催されないのが慣行でした。ところが 2022 年 2 月 10 日、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲 4 政党の意向で衆議院では憲法審査会が開催されました。その後、3 月 10 日を除き、毎週木曜日に憲法審査会が開催されました。ほぼ毎週の憲法審査会の開催は、憲法改正にむけた「実績づくり」となります。

参議院選後に国民投票の可能性はあるのか

2022 年 3 月や 4 月、衆議院憲法審査会では、「国会議員の任期延長」の憲法改正論議について自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲 4 政党の主張はほぼ一致しています。

「緊急事態条項」についても自民党、日本維新の会、国民民主党は①戦争、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症の拡大等の際に、①人権制約も含む緊急政令の発令、②財政処分を可能にする憲法改正を主張しています。

このように、衆議院憲法審査会では「国会議員の任期延長」や「緊急事態条項」について、改憲 4 政党で意見が固まりつつあります。

自民党は参議院選挙前までは、条文化案を作成するなどの全面的な憲法改正の動きを控えています。ただ、参議院選挙後、衆議院ではほぼ毎回憲法審査会が開催されてきたことを「実績」として、改憲 4 政党が「十分な議論をしてきた」「議論は尽きた」と主張し、憲法改正国民投票に持ち込む可能性があります。

十分な議論もなく改憲案が作成される危険性

2021 年 6 月、公職選挙法の 7 つの項目に合わせた改憲手続法 (憲法改正国民投票法) が改正されました。この改正は改憲 4 政党が十分な議論もしないで国会での数の力で成立させました。2022 年 3 月 3 日、衆議院憲法審査会では憲法 56 条 1 項の「出席」に関して、オンライン出席が認められるとの「とりまとめ」がなされ、それが衆議院議長に提出されました。この「とりまとめ」に対しては 3 月 16 日、憲法研究者有志 82 名が批判する声明を出しました。憲法研究者が批判したように、この「とりまとめ」

も十分な議論がなされたわけではありません。たとえば疾病や妊娠している女性のオンライン出席を認めるかどうか等について議論が尽くされたわけではありません。極めて生煮えの「とりまとめ」ですが、改憲手続法でなく、憲法条文の内容について一定の結論が出されたのは「はじめて」になります。このとりまとめの手口は今後、改憲案の作成に際して参考にされる危険性があります。

公選法と改憲手続法の較差を埋める改正案提出された

さらに 4 月 27 日、自民、公明、日本維新の会の各党などは公選法並びに 3 項目の改正改憲手続法案 (憲法改正国民投票法) を国会に提出し、翌 28 日には衆議院憲法審査会で法案の趣旨説明がされました。この趣旨説明は、立憲民主党や共産党が反対する中で強行されました。「私たちは、あとやるべきは、公選法の積み残しの三項目、これをしっかりと、直ちに公選法並びの国民投票法改正をすれば、まさにいつでも十分な憲法改正の国民投票ができるという立場であります」(2022 年 4 月 14 日衆議院憲法審査会日本維新の会足立康史議員発言) という立場からすれば、公選法並びに 3 項目の改正改憲手続法が成立すれば、いつでも憲法改正国民投票が可能とされる可能性が高まります。

こうして 2 月 10 日以降、衆議院ではほぼ毎回憲法審査会が開催されてきたことが「実績」とされ、参議院選挙後、改憲 4 政党が「十分な議論をしてきた」「議論は尽きた」と主張し、憲法改正国民投票に持ち込む可能性があります。「静かなる憲法改正の動き」が進んでいることに警戒が必要です。今進む改憲の動きを止めるためには、憲法審査会の対応についても立憲野党を応援する一方、市民が求めてもいないのに憲法改正に邁進する改憲 4 政党の動きを批判し、その問題点を社会に広めることが求められます。(いいじま しげあき)



(写真: 今井 明)

原発依存度が高いほど、戦時下でのリスクは上がる ウクライナの原子力利用を負の教訓として脱原発をすすめていこう

原子力資料情報室事務局長 松久保 肇

2月24日に始まったロシア軍のウクライナ侵攻から、すでに3か月以上が経過した。両国とも多くの死傷者がでており、ウクライナの避難民は国内外あわせ1000万人を超える。また、ウクライナは小麦生産で世界7位、大麦は5位、トウモロコシは6位と、世界の食糧庫となっている。すでに今年の収穫はかなり厳しい状況が予測され、食料価格は高騰中だ。資源価格の高騰と相まって、両国以外の飢餓も深刻な状況だ。ロシアは人道的危機をもたらしたウクライナ侵攻を直ちに中止し、ウクライナから撤退するべきだ。

この戦争ではさまざまに特徴的な点が見られる。核・原子力分野では、ロシアが核兵器による威嚇をためらっていないこと、そして、原発が攻撃対象になったということだ。

2月24日に侵攻を開始したロシア軍は、その日のうちにチョルノービリ（チェルノブイリ）原発を占拠した。ベラルーシ側からウクライナの首都キーウ（キエフ）への侵攻ルートとなっていた。続いて3月4日にはウクライナ南部にあるヨーロッパ最大のザポリージャ原発（6基、計600万kW）を攻撃、占拠した。3月中旬ごろにはウクライナ南部にある南ウクライナ原発から30km離れたボズネセンスク市までロシア軍が迫った。これ以外に、ウクライナ東部のハリコフにある研究炉や各地にある放射性廃棄物管理施設なども攻撃を受けている。

ウクライナの事情

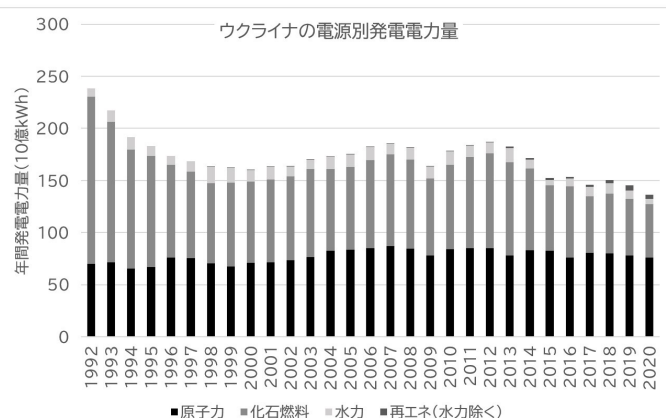
原発は戦時下での利用は想定されていない。事故に備えてさまざまな対策を施しているとはいえ、破壊する気になれば、いくらでも選択肢がある。誤射や送電網破壊による外部電源喪失などもありえる。そのため本来、侵攻が始まった段階で、原発の運転を停止すべきだった。止めても崩壊熱が発生するが、熱量は時間とともに大きく低下するため、リスクは低下していく。しかしウクライナは、総発電量に占める原発シェアが近年では50%を超える、原子力依存国のため、原発を止めなかった。止めれば電力供給に支障が出るからだ。

時期も悪かった。ロシア軍の侵攻が始まった2月24日には、国境を越えて電力の送受電を行うための国際連携線を一時的に止めていた。ウクライナは以前から欧州の電力系統ENTSO-Eへの同期接続を進めていた。24日から、2023年の接続開始に向けて、ウクライナだけで電力を維持できることを確認するためのテストを行っていたのだ。当初、



数日間で完了する予定だったが、戦争が始まり、ロシアやベラルーシとの接続再開はウクライナとして取り得ない選択肢となったことから、3月16日にENTSO-Eとの緊急接続が実施されるまで、孤立した状態で電力を維持しなけりなかつた。

3月4日にロシア軍がザポリージャ原発を攻撃した際、同原発は2・3・4号機が稼働中だった。攻撃時は、攻撃地点から最も離れている4号機のみ出力を低下させて運転、2・3号機は停止させた。だが、5日には2号機の運転を再開している。占領下の原発を状況も定かでない中、再稼働させていることから、電力供給が厳しかったことがうかがえる。なお、原発占領後のウクライナ側要人インタビューから、ロシア軍がザポリージャ原発を止めることによる停電リスクについて検討していたことがうかがえる。他原発の出力増などで停電は回避できると分析しているようだ。一方、ロシア軍の支配下にあるエネルゴダール市（ザポリージャ原発に隣接）の当局者によれば、ザポリージャ原発で発電された電気はロシア側占領地域（当局者は「解放」地域と呼んでいる）にのみ送電されているという。



ところでウクライナでは、ENTSO-Eとの接続後も原発の運転を維持している。ロシア侵攻により、

インフラ設備などが大量に破壊されたウクライナは、電力の海外輸出を貴重な外貨獲得手段だとみているのだ。実際、原発を保有・運転しているウクライナ原子力公社 Energoatom や、ウクライナ・エネルギー省は外国への売電を視野に入れており、3月30日以降、国際連携線を使った送電状況は輸出超で推移している。なお、ウクライナのゲルマン・ガルシチェンコ・エネルギー相はエネルギー相就任まで Energoatom の副社長だった。同社の政治力がうかがえる。

ロシア側の狙い

原発占拠はロシア側にいくつかのメリットがある。一つは、ウクライナの電力供給に大きな影響を与えられるということだ。占領した原発を停止させることもできる。開戦から1週間たった3月3日時点で、最大需要は1,410万kW、内原発の供給分は9基で710～720万kWだったと報告されている。その後、4月29日のエネルギー省発表では電力需要は戦前の半分になっているという。それでもなお、ザポリージャ原発の稼働中の2基（それぞれ100万kW）を停止させた場合、電力供給は極めて厳しくなるだろう。ウクライナの電力供給は出力調整の難しい原発、老朽化した石炭火力の比率が大きいからだ。どちらも出力の変動を柔軟に行える電源ではなく、原発分2基の脱落分を急に補うことは難しいと考えられるからだ。

二つ目はロシア側が主張しているウクライナの核兵器開発疑惑の証拠を作り出すことだ。確かにウクライナには核武装論が存在したが、IAEAが核物質の状況を監視しており、秘密裏に核開発を行うことは事実上不可能だった。それでもロシア側は原発で「証拠を集める」ことはできるだろう。

三つめは原子力施設を人質にできることだ。最悪の場合、原子炉を破壊すると脅すことも可能だ。そう明言せずともウクライナ側は当然、その可能性を視野に入れている。ウクライナ政府はザポリージャ原発が爆発すれば、チェルノブイリ原発事故の10倍規模になると発表しているし、ウクライナの原子力規制当局は放出シミュレーションを繰り返しSNSなどで発表している。さらに、ウクライナ側は事故を恐れて攻撃できないため、拠点としても都合がいい。

IAEAの状況

ウクライナ政府や Energoatom は、IAEAの対応が後手に回っており、また非協力的だと非難している。その背景にあるのが、IAEAにあるロシア政府の影響力だ。ロシアは原子力大国であり、IAEAの事務局次長にもロシア国営原子力企業 Rosatom 出身者が就任している。また、運転中の民生用原発がこれほど大規模な攻撃にさらされること自体、想定

されていなかったこともあるだろう。過去、戦火に見舞われた稼働中の民生用原発はクルスコ原発（1991年スロベニア独立戦争）だけだろう。しかし、この戦争は10日間で終結、原発が攻撃されたわけでもなかった。イラクやイランなどでも原子力施設などが攻撃を受けたが、これらは今回攻撃・占領されたザポリージャ原発ほど大規模なものではなかった。

今後の展開

現在、ロシアはキーウに展開していた部隊をいったん撤退、再編したうえで、東部ドンバス地方とクリミア半島周辺の支配を固める方針だとみられている。そんな中、ザポリージャ原発とエネルゴダール市に対するロシア側の支配が強まっている。最近、Energoatom 社は親ウクライナの姿勢を示すザポリージャ原発職員の給与を、占領された3月4日から解放まで20%増額すると発表した。背景には、長期化するロシア占拠のなかで、職員の士気低下や、すべての活動でロシア側の承認を必要とする状況下で、ロシアへの協力姿勢を示す職員が出てきているものと考えられる。

教訓

1977年に制定されたジュネーブ諸条約第1追加議定書56条は危険な力を内蔵する工作物及び施設（ダム、堤防、原発）への攻撃を禁じている。ただし、原発については、軍事行動に重要な電力供給源で、支援を停止させるには攻撃が唯一の選択肢である場合は攻撃が認められるという例外規定がある。今回の攻撃は例外規定の適応対象だったかは明らかではない。そもそも、国連憲章は武力による威嚇や行使を禁止している。今回、私たちは国際法の限界を目の当たりにしている。

ロシア軍侵攻後、しばらくして Energoatom やウクライナの原子力規制当局などは、サイバー攻撃があったとして、ウェブサイトを開鎖、それ以降、SNSを用いた情報発信に切り替えた。だが、発信される情報はとても限られており、どの号機が稼働しているのかでさえわからない。理由は明らかにされていないが、原発が戦略的に重要な地位を占めているため、情報発信を絞っているものと思われる。その一方で、Energoatom は同社を批判する論者に対しロシアの味方だと非難している。原子力は、その内包する危険性から秘密とともにあり、危機にあっては批判を許さない。だが、そうした秘密や同質性は、安全とは正反対の方向を向いている。

今回の戦争で私たちが学ぶべきは、原発への攻撃はありうるということ、対処のしようがないこと、そして原発依存度が高ければ高いほど、戦時下でのリスクが上がるということだ。速やかな脱原発こそが最良の選択肢だ。（まつくぼ はじめ）

〔本の紹介〕

『プルトニウム—原子力の夢の燃料が悪夢に』 (緑風出版)

第2次大戦時に核兵器を製造するため人道的に生み出されたプルトニウムは、原子力の平和利用において、枯渇を予言されていたウランに代わり「使った以上に増える夢の燃料」として利用できるとされていました。しかし増殖を行う高速増殖炉の開発は、「もんじゅ」で明らかになったように失敗してしまい、またプルトニウムを使用済燃料から取り出す再処理から出る高レベル核廃棄物は、「核のゴミ」問題をさらに解決困難なものにしています。

本書では、プルトニウムを歴史的に検討し、原爆の材料ではなく、動力源として期待されての商業利用の模索から、再処理技術や増殖技術の困難性や不可能性、そしてウランが枯渇しないことでの競争的に不利な点まで、述べられていきます。また高速増殖炉をあきらめ、軽水炉でのMOX燃料としての利用が、再処理継続によるプルトニウムの増加を解決するものでないことが説明されています。

2019年に英文で出版されたものの全訳ですが、著者のひとりである訳者の田窪雅文さんが一部修正・加筆して新しい情報を反映させています。共著者のフランク・フォンヒッペル（プリンストン大

学教授）はプルトニウム問題に長く関わり、1970年代にカーター米政権が再処理推進政策の撤回を行うのに貢献し、カン・ジョンミンさんは元韓国原子力委員会委員長というエキスパートです。田窪さんは1970年代から原水禁の国際活動に関与し、長く核廃絶や脱原発に献身して実績を積んできました。ベテランアクティビストとしての実践の蓄積が、言説をしっかりと支えています。現在「核情報」主宰として活動しています。

（「核情報」：<http://kakujoho.net/>）

世界のほとんどの国が、“軍事利用ではない”商業ベースでのプルトニウム利用から撤退する中で、日本だけがいまだに再処理プログラムに固執し、六ヶ所再処理工場の建設を完成の目処がないまま続けています。終わるべきなのに終わらない日本の再処理政策に決着をつけるためにも、必読の一冊です。

（菊地 敬嗣）



WE INSIST!

沖縄のアイデンティティー、 その再生を！

注目する裁判があった。京都地裁（増森珠美裁判長）は、4月21日、過去に旧京都帝大が沖縄県の百按司（むむじやな）墓から盗掘した遺骨の返還を、琉球王朝尚氏の子孫が求めた裁判で、「原告には遺骨返還の請求権はない」として原告敗訴の不当な判決を下した。明治維新以降、研究目的と称して沖縄県で琉球民族の、北海道ではアイヌ民族の墳墓から多くの遺骨が盗掘され、現在大学の保管庫に無造作に眠っている。琉球民族の子孫も、アイヌ民族の子孫も、その遺骨が眠っていた大地に還そうと交渉・協議を続けているが、国・大学は様々な理屈をつけて拒否している。

2007年9月13日、国連では日本も賛成して「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。その第12条は「その遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する」とし、2項で、返還への国の努力義務が課されている。判決にある「遺骨は信仰の対象であると同時に、学術資料的、文化的価値を有する」との大学保管を認める見解は、国際的潮流に逆行している。

故翁長雄志元沖縄県知事は、「沖縄のアイデン

ティティー」を掲げ、新基地建設に翻弄される沖縄県政を牽引した。盗掘された遺骨の返還は、その民族のアイデンティティーの再生を望むものではないか。

明治維新後、琉球処分によって琉球王国は廃され、北海道開拓でアイヌは土地を奪われた。「富国強兵」「殖産興業」の旗印の下、近代化を急ぐ日本は、その後台湾を、朝鮮半島を植民地化していった。皇民化教育を基本に、植民地では、土地を奪い、言葉を奪い、文化を奪った。沖縄口（ウチナーグチ）に「方言札」を首から提げさせられた沖縄の子どもたち、沖縄もまた植民地として近代の新たな歴史を開いた。旧植民地政策に起因する差別は、日本国内に様々残存する。沖縄復帰50年、未だ「基地のない平和な沖縄」が実現しないのは、その差別の存在が根本にある。1903年、第5回内国勧業博覧会で琉球民族が生身の人間として展示された「学術人類館」に象徴される差別にさらされ、戦時は、県民を巻き込んだ捨て石作戦で地上戦を逃げ惑い、戦後は米軍政下での熾烈な人権侵害を経験し、本土復帰して50年なお米軍基地のもたらす惨禍に苦しんでいる。この沖縄の実態が植民地支配でなくしてなんであろうか。「沖縄のアイデンティティー」の再生、そのことなくして沖縄は解放されない。復帰50年、そう考えさせられる。

（藤本 泰成）